

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長  
(公 印 省 略)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の  
一部を改正する省令の施行について（施行通知）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第71号）が令和元年11月19日に別添のとおり公布され、令和2年4月1日から施行されること、改正内容は以下のとおりであるので、ご了知の上、遺漏のないよう配慮されたい。

記

1 改正内容

- (1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給基準日が平成27年4月1日から令和2年4月1日に改められることに伴う所要の改正を行うこと。
- (2) 改正前の施行規則第1条第5項において、特別弔慰金を受ける権利を有する同順位の方が数人あるときは、他の同順位の方の同意書（同意書を提出できない場合、その旨を記載した書類。以下「旨の申立書」という。）の提出を求めているところ、御遺族の高齢化等に伴い同意書の提出が請求に当たって負担となっていること及び裁定機関における確認事務が増大し事務処理の遅延を招いていることを踏まえ、請求手続及び事務処理の負担軽減の観点から、同意書や旨の申立書の提出を求めないこととすること。
- (3) (2) の同意書及び旨の申立書に代え、請求書様式について、請求人及び他の同順位者間の権利関係の明確化及び紛争解決に資するため、同順位者が他に存在する場合は、全ての同順位者を代表して請求する旨（他の同順位者は自己の持分を主張できる旨）を宣誓する形式とすること。
- (4) 請求手続の負担軽減を図る観点から、請求書様式について、個人番号について記載を求めないこととする等所要の見直しを行うこと。

## 2 施行期日

令和2年4月1日

## 3 経過措置

- (1) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類及び用紙については、この省令による改正後の様式によるものとみなすととともに、当分の間、これを取り繕って使用することができること。
- (2) この省令の施行前に請求された特別弔慰金の裁定等については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によること。